

経済活動と法 休業中の課題 その1～3 解説

課題その1 解説

課題

新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中、2月29日に「東京事変」のライブが東京国際フォーラムで開催されたり、3月22日に「K-1」がさいたまスーパーアリーナで開催されたりして、賛否両論が広がっています。

これらの件について、あなたはどう思いますか。

インターネット等でこのニュースについて調べたり、教科書のP. 134～136を読んだりしながら、「営業」「自由」「制限」という用語を必ず使って、あなたの意見を述べなさい。

教科書P. 134に書かれていますが、日本国憲法第22条の中で「営業の自由」が保証されています。「営業自由の原則」とは「自然人・法人とも、原則として、営業の主体になることができ、どのような営業を、どのような方法で行ってもよい」ということだと、教科書には書かれています。難しいですね……。ここでは、「どのような営業を、どのような方法で行ってもよい」という点だけを理解してください。詳しいことは、今後の授業でゆっくりと学んでいきましょう。

また、営業の自由が認められている一方で、人々の幸せに反する場合などには、「制限」が加えられることがあります。

さて、今回の課題について、あなたはどのように考えましたか。じっくりと考え、自分なりの意見を書いてください。

課題その2 解説

課題 インターネット等で調べましょう。

①「憲法記念日」は、なぜ、5月3日になったのでしょうか。

1947年5月3日に日本国憲法が施行されたから。

②1946年（昭和21年）11月3日に日本国憲法が何をされたことから、11月3日を「文化の日」と定めたのでしょうか。

1946年11月3日に日本国憲法が公布されたから。

③教科書P. 8を参照し、「公布」と「施行」の違いを書きましょう。

公布とは、成文法が制定され、官報などを通じて、国民にその内容が知られること。
施行とは、公布された成文法の効力を現実に生じさせ、これによって社会生活を規律すること。

- ④新型コロナウイルス感染症のまん延をおそれ、2020年にある「法律」が改正されました。その法律の名称、また、成立・公布・施行された年月日を書きましょう。

<法律の名称>新型インフルエンザ等対策特別措置法（の一部を改正する法律）
 <成立> 2020年3月13日 <公布> 2020年3月13日
 <施行> 2020年3月14日

- ⑤香川県で、2020年3月18日に成立、4月1日に施行されたのはどのような「条例」でしょうか。

香川県ネット・ゲーム依存症対策条例

教科書P. 8～9にある法の種類についての表がとても大切です。次のことを中心に、理解を深めてください。

- ・「成文法」と「不文法」の違い。
- ・「法律」「条令」「条約」などの法の種類とその制定・改正の機関。
- ・「公布」と「施行」の意味。

課題その3 解説

課題① 教科書を参照しながら、次の用語の意味を書きましょう。

用 語	教科書の参照するページ	意 味
権利	P. 14	他人にある行為を求めることや、自分がある行為をすることが、法律上できるとされる資格。
義務	P. 14	他人に対してある行為をしなければならない、あるいは、してはならないという法律上の拘束。
権利・義務の主体	P. 15	社会生活を営むうえで、権利をもったり、義務を負ったりする者。
権利能力	P. 15	権利・義務の主体となることのできる資格。
自然人	P. 15	(権利能力をもっている) 人。
法人	P. 15	会社や共同組合などのように、法律によって、権利・義務の主体として活動することを認められている団体。

課題①の内容をなんとなく理解したら、次の課題②に取り組んでください。

教科書P. 15の「アドバイス」に書かれている「犬や猫の話」を参考にすると、答えが見つかるのではないのでしょうか。

また、この話は実話です。インターネットなどで調べてみると、この事件の裁判の結果を知ることができますよ。

課題②

下の写真は、ある写真家のカメラを使って、野生のサルが自撮りしたものです。
この写真の著作権はだれものだと考えますか。著作権については、教科書のP. 38を参照してください。



著作権は誰のもの？

その理由は？

外出自粛の生活が続き、みなさんも大変だと思います。

「経済活動と法」には、難しい用語なども出てきますが、身近な事例などはとてもおもしろいと思いますので、学校の再開後にゆっくりと学んでいきましょう。

家で時間がある時に、テレビやインターネットで、ビジネスの話題に触れてみてください。

科目担当 小林宏 ・ 山内